

松 山 大 学 論 集
第 30 卷 第 1 号 抜 刷
2 0 1 8 年 4 月 発 行

損益計算の構造と経済危機

松 下 真 也

損益計算の構造と経済危機

松 下 真 也

1. はじめに

経済危機後、原価主義会計と時価主義会計（あるいは公正価値会計）が交互に注目を浴びてきたといわれている。例えば、1929年の株価暴落に始まった1930年代の大恐慌後の米国では、根拠のない再評価に対する反省として原価主義会計が注目された（Zeff 1995, 59；斎藤 2010, 67）。他方、1980年代の貯蓄貸付組合（Savings and Loan Association：S&L）危機後の米国では、過去すなわち取引時点の実態のみの表示に留まる原価主義会計に対する失望から、現在の実態表示を意図する時価主義会計（公正価値会計）が注目されるようになった（星野 1998, 83-84；斎藤 2010, 67）。このように、一般的には、資産評価論としての原価主義会計と時価主義会計は、いずれも経済危機を引き起こす原因になり得ると考えられている。

しかし、筆者の分析によると、1980年代における原価主義会計からの離脱の契機となったS&L危機の原因と考えられるSFAS第15号 *Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings* は、原価主義会計理論によって支持される会計基準とはいえない（拙稿 2016a, 93）。

SFAS第15号は、1977年6月に公表され、金融機関を含む全ての企業における不良債権の会計処理を規定した。SFAS第15号は、不良債権処理にあたって *prospective approach* を採用し、「修正の事実を将来（修正時点以降）の期間損益だけに反映させ、修正時点においては修正損益を計上しない方法」（米山 2001, 40）と分析される。つまり、SFAS第15号では、不良化した債権につ

いて、見積変更後の将来キャッシュ・フローを、当初の実行金利（当初の契約利率）ではなく、見積変更後の実行金利（契約変更後の契約利率）で割り引き、その現在価値を新しい帳簿価額とする会計処理が規定されていた（FASB 1977, par. 30）。それゆえ、「この方法は、債権の不良化が生じた事実を、その時点の損失という形で直ちに期間損益に反映させる代わりに、将来の利息収益に係る会計上の収益率を低下させる」（米山 2001, 41-42）のものであると分析された。換言すると、SFAS 第15号が規定する会計処理は、不良化した債権に発生した将来キャッシュ・フローの減少を、直ちに認識するのではなく、その減少に係る損失を将来にわたって繰り延べる会計処理を規定していた。

このような会計処理を規定するSFAS 第15号は、貸し手による損失計上を回避する行動を助長する（米山 2001, 48-50）。つまり、契約変更後のキャッシュ・フローが、見積を修正した時点の帳簿価額にさえ満たないような事態が生じない限り損失を認識しないSFAS 第15号は、このような損失を認識しないように、借り手との協議により返済期限を意図的に遅らせるような利益操作を行うインセンティブを貸し手に与える。それゆえ、SFAS 第15号を適用すると、契約変更時の帳簿価額以上の将来キャッシュ・フローを見込むように契約を書き換えることで、不良債権に係る損失を隠蔽することが可能となり、債権者である企業は、当該不良債権によって経営状態が悪化していたとしても、そのまま放置される。その結果、SFAS 第15号を適用することにより、不良化した金銭債権に係る損失の認識を遅らせ、また、益出し取引のような会計操作を可能にするとして、原価主義会計に対する批判が高まったといわれている（GAO 1989, 128；GAO 1991, 29；浜本 1996, 30；星野 1998, 82-83）。

しかし、筆者の分析によると、純粋な原価主義会計では、SFAS 第15号と同様の会計処理が要求されるわけではない。不良化した債権の再測定を行う方法としては、SFAS 第15号のように、見積変更後の将来キャッシュ・フローを契約変更後の契約利率で割り引く方法の他に、契約変更後の将来キャッシュ・フローを当初の契約利率で割り引く方法や、契約変更後の将来キャッ

シュ・フローを契約変更時における市場利子率で割り引く方法が考えられる。これらのうち、純粋な原価主義会計では、最後の方法が採用されるという解釈を筆者は示した（拙稿 2016a, 88-92）。

以上の解釈により、S&L 危機は、純粋な原価主義会計によって引き起こされたというよりもむしろ、誤った理解に基づく原価主義会計によって引き起こされた可能性が高いといえることができる（拙稿 2016a, 93）。このことは、大恐慌後の米国で資産について根拠のない再評価を認めない原価主義会計が制度化され、その後に発生した S&L 危機は原価主義会計によって引き起こされたとは言えない可能性があることを意味している。それゆえ、原価主義会計は、時価主義会計に比して、経済危機を引き起こす原因になりにくい可能性がある。本論文は、この可能性の因果関係を導き出すストーリーを明らかにすることを目的としている。

そのために、第 2 節では、原価主義会計と時価主義会計の損益計算における構造上の違いを分析する。第 3 節では、会計を原因とする経済危機が生じるメカニズムを明らかにする。そして第 4 節では、これまでの議論を総括し、原価主義会計が時価主義会計に比して経済危機を引き起こす原因になりにくい可能性の因果関係について、仮説を提示する。

2. 損益計算構造における原価主義会計と時価主義会計の相違

原価主義会計と時価主義会計の損益計算構造の相違を分析するにあたっては、会計学説を分析対象とすることが効率的である。なぜならば、様々な基準設定主体が公表している概念フレームワークや、それをベースに設定された会計基準は、各利害関係者団体の意見を反映して、その背後にある原理が見えにくくなっているからである。そこで、本節では、米国における原価主義会計を提唱した文献として著名な Paton and Littleton 著の *An Introduction to Corporate Accounting Standards*（以下、Paton and Littleton 学説という）に基づいて原価主義会計の損益計算構造を分析し、米国における時価主義会計を提唱した文献

として著名な Sterling 著の *Toward a Science of Accounting* (以下、Sterling 学説という) に基づいて時価主義会計の損益計算構造を分析する。

2. 1. Paton and Littleton 学説に基づく原価主義会計の構造

Paton and Littleton は、損益を構成する要素について、次のように説明している。

会計人が適切な情報を提供しなければならない具体的な企業の活動は、主として他の企業との交換取引から構成されている。会計は、これらの取引を量的に表現しようとする。それゆえ、会計の対象は、交換活動に関する測定された対価、特に、取得したサービス（原価、費用）および提供したサービス（収益、利益）に関するものとなる。

(Paton and Littleton 1940, 11-12)

この引用が示すように、財・サービスの提供と取得という企業活動の測定値である収益とそれに対応する原価が損益の構成要素となる (Paton and Littleton 1940, 16)。より具体的には、財・サービスの提供という取引によって得た現金としての収益あるいは利得、財・サービスの取得によって費やした現金としての費用あるいは損失が損益の構成要素となる。

これらのうち、収益は生産物としての財・サービスの販売という取引の発生時点で認識され、利得については、生産物以外の財産の処分（売却）という取引の発生時点で認識される (Paton and Littleton 1940, 47)。

他方、本学説において、費用と損失については、財・サービスの取得という取引の発生が認識要件となるわけではない。費用と損失の認識要件を明らかにするには、資産、費用および損失の関係を明らかにする必要がある。本学説において、資産は「未解決の収益的支出 (revenue charge)」(Paton and Littleton 1940, 25) と定義され、将来の収益獲得が期待される投資額と理解されている。

そして、収益を生み出した資産は費用となり、収益を生み出さなかった投資額は損失となる (Paton and Littleton 1940, 32-33)。つまり、財・サービスの取得に要した支出である原価は、将来の生産物の販売によるキャッシュ・インフローとしての将来の収益との対応関係が見出される場合、資産として認識される。また、当期の生産物の販売によるキャッシュ・インフローとしての当期の収益との対応関係が見出される場合、当該原価は費用として認識される。さらに、将来の収益と当期の収益のうち、いずれの収益との対応関係も見出されない場合、当該原価は損失として認識される。

以上より、Paton and Littleton 学説に基づく原価主義会計の損益計算構造は、次のように説明することができる。財・サービスを販売あるいは処分するという取引が発生した時点において、当該取引によって得た現金としての収益あるいは利得という損益の増価要因が認識され、損益の減少要因である費用あるいは損失は、取得した財・サービスが収益を生み出した時点あるいは将来の収益を生み出さないことが明らかになった時点で認識される。この損益計算の構造を現代的に解釈すると、減損損失を考慮した実現利益を計算するものと特徴付けることができる¹⁾。

1) なお、Paton and Littleton 学説に基づく原価主義会計の損益計算構造が、減損損失を考慮した実現利益を計算するものであることについては、拙稿 (2016a) に加え、拙稿 (2016b, 129-132) も参照されたい。すなわち、Paton and Littleton 学説では、低価法が禁止されていることは有名であるが、減損損失は認識すべきであると考えられている。すなわち、本学説における低価法とは、見積取替原価すなわち購入時価が取得原価よりも下落した場合に、取得原価で評価された帳簿価額を見積もられた数値である見積購入時価に書き換え、この見積もられた数値に基づいて損失を推定する会計処理である (Paton and Littleton 1940, 80-81)。そして、彼らはこのような推定は、「売上原価の計算に記録された原価よりもむしろ仮定に基づいた原価を用いることは、その売上原価および営業損益の歪曲を招く」として、このような低価法の適用に反対している。他方、本学説において、企業の資産は「対価もしくはリターンを生む」(Paton and Littleton 1940, 93) という意味において意義を有していると捉えられている。そして、「その意義が失われたという決定的で客観的証拠が存在する場合、いかなる種類の原価要素であっても、将来の収益に対する借記分として帳簿上に残しておくことはあってはならない」(Paton and Littleton 1940, 95) と論じられる。それゆえ、「確定的に立証された全ての損失は、狭い意味での営業活動に関係付けることができるか否かにかかわらず、当期に認識される」(Paton and Littleton 1940, 66) ことになる。

2.2. Sterling 学説に基づく時価主義会計の構造

Sterling は、損益を構成する要素について、次のように説明する。

一般に、損益の構成要素は交換と価値の変化である。顧客との取引は、収益とよばれる COG の増加をもたらす。従業員との取引は、賃金とよばれる COG の減少をもたらす。価値の変化は、増価とよばれる COG の増加あるいは減価とよばれる COG の減少をもたらす。

(Sterling 1979, 192)

この引用における COG とは、「財に対する支配力 (Command Over Goods)」の略であり、企業が保有する資産を売却時価で評価することによって明らかになる、企業が支配可能な現金の測定値を意味している (Sterling 1979, 192)。つまり、企業が保有する資産は、測定時点の売却時価相当分の現金を企業に流入させる能力を有しているため、企業は、保有する資産の売却時価総額相当分の現金を支配する能力を有していることになる²⁾

企業は、顧客に財・サービスを提供することで、現金または債権を受け取る。企業が対価として現金を受け取った場合、企業が支配可能な (支配している) 現金の在 high は、その分だけ増加する。また、債権を受け取った場合、当該債権は金融機関等で売却することが可能であるため、企業が支配可能な現金は、当

2) なお、ここでは負債の存在は、無視されている。ただし、Sterling 学説では、負債は COG のマイナス項目、つまりマイナスの資産と捉えられている。それゆえ、あえて負債と COG の関係を説明しなくても、資産と COG の関係を説明すれば十分であると考えられる。なお、Sterling 学説では、負債 (社債) の会計処理については、「*t* 時点における負債は、その債務を履行するのに必要な金額で記録されるべきである。例えば、*t* 時点において発行済みの社債を、その額面価額よりも低い金額で買入れることができるのであれば、当該負債を社債の市場価額で報告することになろう。他方、発行済み社債をその市場価額より低い金額で償還できるのであれば、当該負債を償還価額で報告することになろう。一般に、負債はその“履行価額 (discharge value) (償還価額 (あるいは額面価額) と市場価額のいずれか少ない金額—注、引用者)”で報告されるべきであり、その報告方法についての根拠は、資産の出口価額 (売却時価—注、引用者) の報告に関する議論とほぼ一致する。」(Sterling 1979, 159-160) と説明されている。

該債権の売却時価相当分だけ増加する。

また、企業が従業員から労働サービスを取得することで、企業は現金を引き渡すか、または債務を負う。現金を引き渡した場合、企業が支配可能な（支配している）現金の在 high は、その分だけ減少する。また、債務を負う場合、当該債権の期日までに現金を支払う義務を負うため、企業が支配可能な現金は、当該義務の分だけ減少する。

さらに、企業が保有する資産の売却時価が上昇する場合、当該資産を売却することによって企業に流入する現金は、売却時価上昇分だけ増える。それゆえ、企業が支配可能な現金の在 high は、当該資産の売却時価が上昇した分だけ増加する。そこで、当該増加分を増価として損益の増価要因として認識する。同様に、企業が保有する資産の売却時価が下落する場合、当該資産を売却することによって企業に流入する現金は、売却時価が下落した分だけ減る。それゆえ、企業が支配可能な現金の在 high は、当該資産の売却時価下落分だけ減少する。そこで、当該減少分を減価として損益の減少要因として認識する。

以上より、Sterling 学説に基づく時価主義会計の損益計算構造は、次のように説明することができる。財・サービスの提供または企業が保有する資産の売却時価の上昇が発生した時点で、企業が支配可能な現金の在 high は増加するため、これらをそれぞれ収益または増価という損益の増加要因として認識する。また、財・サービスの取得または企業が保有する資産の売却時価の下落が発生した時点で、企業が支配可能な現金の在 high は減少するため、これらをそれぞれ費用または減価という損益の減少要因として認識する。この損益計算の構造を現代的に解釈すると、企業が保有するすべての資産を公正価値で評価した場合の純資産の変動額（資本取引を除く）としての包括利益を計算するものと特徴付けることができる³⁾。

2.3. 原価主義会計の損益計算の構造と時価主義会計の損益計算の構造の差異

以上で分析した Paton and Littleton 学説に基づく原価主義会計の構造と

Sterling 学説に基づく時価主義会計の構造には、財・サービスの販売・処分という取引の裏付けのある資産増加を損益の増加要因として認識するか否かに差異がある。Paton and Littleton 学説では、財・サービスの販売・処分という取引の存在が、収益あるいは利得の認識要件となっている。それゆえ、財・サービスの販売・処分という取引の裏付けがあるキャッシュ・インフローが損益の増加要因として認識されるが、財・サービスの販売・処分という取引によりキャッシュ・インフローが裏付けられない資産の増分（例えば、資産の再評価益）は、損益の増加要因として認識される余地がない。他方、Sterling 学説においては、企業が支配可能な現金が増加するか否か、すなわち企業にキャッシュ・インフローをもたらす能力が増加するか否かが損益の増加要因の認識要件となる。それゆえ、この認識要件さえ満たせば、財・サービスの提供・処分という取引の裏付けに関係なく、当該能力の増加分が損益の増加要因として認識される。

また、Paton and Littleton 学説に基づく原価主義会計と Sterling 学説に基づく時価主義会計には、損益の減少要因の認識にも相違が存在する。原価主義会計では、収益、すなわち財・サービスの販売によるキャッシュ・インフローとの対応関係に基づいて、資産の減少分が認識される。つまり、将来の収益との対応関係が見出される支出は資産として認識され、当期の収益との対応関係が見出される支出は費用として認識され、いずれの収益との対応関係も見出されない支出は損失として認識される。他方で、時価主義会計では、企業が支配可能な現金を減少させるか否か、すなわち企業にキャッシュ・インフローをもたらす能力が減少するか否かが損益の減少要因の認識要件となる。それゆえ、収益

3) なお、ここでは、公正価値と売却時価が一致することを前提としている。会計理論上、市場参加者が当該資産に対して平均的に見積もる将来キャッシュ・フローを市場平均割引率で割り引いた場合、これらの金額は一致する。ただし、IFRS 第13号は、公正価値を、「測定日時点で、市場参加者の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している（IASB 2016, par. 9）。それゆえ、市場が正常であることを仮定すると、公正価値と売却時価が等しいことを前提とすることに問題はないと考えられる。

との対応関係に関わらず、企業が支配可能な現金を減少させる事象が発生した時点で損益の減少要因が認識される⁴⁾

以上で示した損益計算の構造上の相違をまとめたものが表1である。

表1 原価主義会計における損益計算の構造と時価主義会計における損益計算の構造

| | 原価主義会計 | 時価主義会計 |
|------------|--------------------------|------------------------------|
| 損益の増加要因の認識 | 財・サービスの提供・処分という取引に基づいて認識 | 企業が支配可能な現金の増加という事象の発生に基づいて認識 |
| 損益の減少要因の認識 | 収益との対応関係に基づいて認識 | 企業が支配可能な現金の減少という事象の発生に基づいて認識 |

3. Waymire and Basu 学説に基づく経済危機のメカニズム

これまで、企業会計の不備が経済危機の発生の原因とされることがしばしばあった。しかし、全ての経済危機が、企業会計を原因として発生したとは言い

4) 棚卸資産に関する損益の減少要因の認識において、原価主義会計と時価主義会計の相違は、大きな問題とならない。企業が保有する棚卸資産は、収益と対応関係を有する段階、すなわち顧客に引き渡された段階で消滅する。それゆえ、原価主義会計においても時価主義会計においても、この段階で損益の減少要因が認識される。また、収益性が低下し、将来の収益獲得ができない状態に陥った場合、原価主義会計においては、将来の収益と関係を持たない部分（原価と回収可能額としての正味売却価額との差額）が、収益性の低下を反映する部分である減損損失として認識される。また、時価主義会計においては原価と売却時価との差額として減価が認識される。正味売却価額と売却時価との差額には大きな差は存在しないため、棚卸資産に関する損益の減少要因の認識においては、原価主義会計と時価主義会計に大きな差異は存在しない。

他方、固定資産に関する損益の減少要因の認識において、原価主義会計と時価主義会計の相違が大きな問題となる可能性がある。原価主義会計では、固定資産は収益性の低下が認識されない限り、減価償却を行い、収益性の低下が認識された段階で、帳簿価額と回収可能額との差額を減損損失として認識する。他方、時価主義会計では、固定資産は収益性の低下に関わらず、時価評価を行い、帳簿価額と売却時価との差額を減価として認識する。それゆえ、通常時においては、減価償却費と時価簿価差額分だけ損益および資産評価額に差異が生じる。加えて、収益性が低下した段階においては、簿価回収可能価額差額と時価簿価差額分だけ損益および資産評価額に差異が生じる。それゆえ、これらの差異は大きな問題となる可能性がある。

切れない。そこで、企業会計と経済危機とを関係付ける前に、企業会計が原因となりうる経済危機を特定する必要がある。この問題について、Waymire and Basu 著の“Economic Crisis and Accounting Evolution”（以下、学説をWaymire and Basu 学説という）では、企業会計を原因とする経済危機のメカニズムが解明されている。そこで、本節では、Waymire and Basu 学説に基づいて、企業会計を原因とする経済危機のメカニズムを示す。

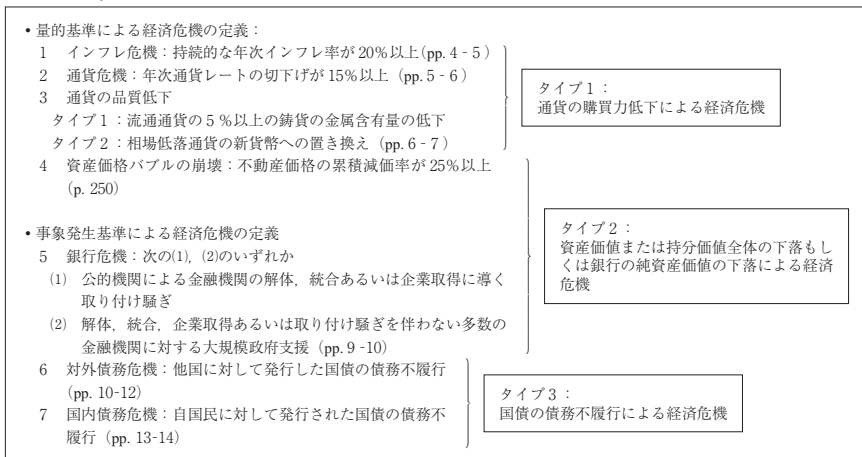
Waymire and Basu は、企業会計を原因とする経済危機のメカニズムを明らかにするにあたって、Reihart and Rogoff が示した経済危機の定義を分析する。そこで、Reinhart and Rogoff が示した経済危機の7つの定義を示そう。

第1の定義は、インフレ危機であり、持続的な年次インフレ率が20%以上あるというものである（Reinhart and Rogoff 2009, 4-5）。第2の定義は、通貨危機であり、年次通貨レートの切下げが15%以上あるというものである（Reinhart and Rogoff 2009, 5-6）。第3の定義は、通貨の品質低下であり、流通通貨について、5%以上の鋳貨の金属含有量の低下もしくは相場低落通貨の新通貨への置き換えがあるというものである（Reinhart and Rogoff 2009, 6-7）。第4の定義は、資産価格バブルの崩壊であり、不動産価格の累積減価率が25%以上あるというものである（Reinhart and Rogoff 2009, 250）。第5の定義は、銀行危機であり、公的機関による金融機関の解体、統合あるいは企業取得に導く取り付け騒ぎが発生するか、もしくは、解体、統合、企業取得あるいは取り付け騒ぎを伴わない多数の金融機関に対する政府の大規支援が発生するというものである（Reinhart and Rogoff 2009, pp. 9-10）。第6の定義は、対外的債務危機であり、他国に対して発行した国債の債務不履行が発生するというものである（Reinhart and Rogoff 2009, 10-12）。第7の定義は、国内債務危機であり、自国民に対して発行された国債の債務不履行が発生するというものである（Reinhart and Rogoff 2009, 13-14）。

以上の7つの経済危機の定義について、Waymire and Basu は、何を基準として定義を行うかという定義の拠り所の相違に基づいて、第1から第4の定

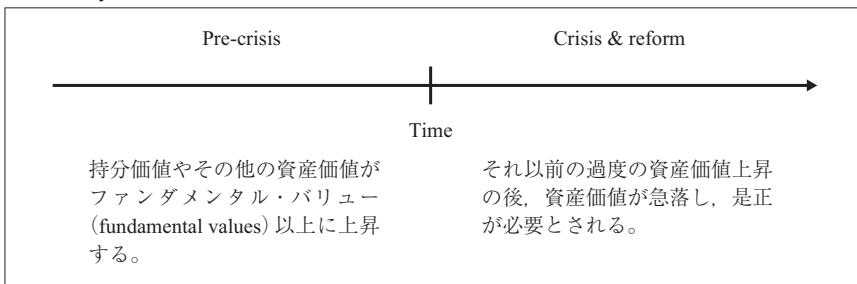
義, すなわちインフレ危機, 通貨危機, 通貨の品質低価および資産バブルの崩壊という4つの定義を, 量的基準による定義に分類する。また, 第5から第7の定義, すなわち銀行危機, 対外的債務危機および国内債務危機という3つの定義を, 事象発生基準による定義に分類する。さらに, 彼らは, これらの定義が捉える現象の相違に基づいて, 第1から第3の定義を通貨の購買力低下による危機(タイプ1), 第4および第5の定義を資産価値または持分価値全体の下落もしくは銀行の純資産価値の下落による危機(タイプ2), 第6および第7の定義を国債の債務不履行による危機(タイプ3)という3つのタイプに分類する(Waymire and Basu 2011, 210)。その上で, 彼らは, タイプ1(通貨の購買力低下)とタイプ3(政府の債務不履行)を原因とする経済危機に対して, 企業会計は間接的関係を有するに過ぎないが, タイプ2(資産価値または持分価値全体の下落もしくは銀行の純資産価値の下落)の経済危機に対しては, 企業会計が直接的関係を有する場合がありますと論じている(Waymire and Basu 2011, 210)。以上の関係を示したものが, 次の図1である。

図1 Waymire and Basu 学説に基づく経済危機の分類



以上の認識に基づいて、Waymire and Basu は、タイプ2（資産価値または持分価値全体の下落もしくは銀行の純資産価値の下落）の経済危機のメカニズムを、図2のように示している（Waymire and Basu 2011, 211）。すなわち、経済危機前（Pre-crisis）の段階においては、持分価値やその他の資産価格がファンダメンタル・バリュウ以上を上昇する（Waymire and Basu 2011, 210）。そして、それ以前の過度の資産価値上昇の後、資産価値が急落し、経済危機が生じる（Waymire and Basu 2011, 210）。

図2 Waymire and Basu 学説における経済危機のメカニズム



Waymire and Basu 学説でタイプ2（資産価値または持分価値全体の下落もしくは銀行の純資産価値の下落）に分類される経済危機が、企業の会計システムによって引き起こされる場合、そのメカニズムは、次のように説明することができる。つまり、持分価値やその他の資産価値のファンダメンタル・バリュウ以上を上昇させることに企業の会計システムが寄与し、そのように上昇した価値が急落することで経済危機が生じる。それゆえ、経済危機が会計によって引き起こされるとするならば、このような経済危機は、持分価値やその他の資産価値をファンダメンタル・バリュウ以上を上昇させることを許容する企業会計のシステムによって引き起こされると考えられる。

4. ま と め

本論文では、米国における原価主義会計を提唱した文献として著名な Paton and Littleton 学説に基づいて原価主義会計の損益計算の構造を明らかにした。すなわち、本学説では、収益と利得が損益の増加要因と捉えられ、これらは、財・サービスの販売あるいは処分という取引の発生時点で、当該取引によって流入した現金を測定値として認識される。また、本学説では、費用と損失が損益の減少要因と捉えられ、財・サービスの取得という取引において流出した現金を測定値として、当該財・サービスが収益を生み出したことが明らかになった時点において費用が認識され、将来の収益を生み出さないことが明らかになった時点において損失が認識される。

また、本論文では、米国における時価主義会計を提唱した文献として著名な Sterling 学説に基づいて時価主義会計の損益計算の構造を明らかにした。すなわち、本学説では、収益と増価が損益の増加要因と捉えられ、これらは取引が存在すると否とに関わらず、企業が保有する資産の売却時価の上昇によって生じる企業が支配可能な現金在高の増加が発生した時点で、当該増加分を測定値として認識される。また、本学説では、費用と減価が損益の減少要因と捉えられ、取引が存在すると否とに関わらず、企業が保有する資産の売却時価の下落によって生じる企業が支配可能な現金在高の減少が発生した時点で、当該減少分を測定値として認識される。

このように、損益の増加要因について、原価主義会計においては、財・サービスの提供・処分という取引に基づいて認識されるのに対して、時価主義会計においては、企業が支配可能な現金在高の増加という事象の発生に基づいて認識される点で相違している。また、損益の減少要因について、原価主義会計においては、将来または当期の収益との対応関係に基づいて認識されるのに対して、時価主義会計においては、企業が支配可能な現金在高の減少という事象の発生に基づいて認識される点で相違している。

さらに、本論文では、Waymire and Basu 学説に基づいて、経済危機が企業会計によって引き起こされるメカニズムを明らかにした。すなわち、持分価値やその他の資産価値がファンダメンタル・バリュエーション以上の上昇し、それが急落することで経済危機が生じる。それゆえ、企業会計のシステムが、持分価値やその他の資産価値をファンダメンタル・バリュエーション以上の上昇させることに寄与する場合、この会計システムは経済危機を生じさせ得る。

以上の知見に基づくと、原価主義会計は、時価主義会計に比して、損益計算の構造上、経済危機を引き起こす原因になりにくいという仮説を導き出すことができる。以下、この仮説の導出過程を説明する。なお、この仮説の導出にあたっては、企業が営利（すなわちキャッシュ・インフローを増大させる）目的で設立された組織であることから、企業の持分価値のファンダメンタル・バリュエーションを企業に発生する正味の将来キャッシュ・インフローの割引現在価値、企業の資産のファンダメンタル・バリュエーションを企業に発生する将来キャッシュ・インフローの割引現在価値と捉える前提を置いている。また、企業の負債価値を所与とし、企業の持分価値の過大評価は企業の資産価値の過大評価によって生じることを前提としている。

原価主義会計では、資産についてファンダメンタル・バリュエーション以上の評価額が付される可能性は相対的に低い。原価主義会計において、資産は、当初取得時に取得原価で評価され、販売もしくは処分という取引が行われた時点で当該取引によるキャッシュ・インフローで収益を認識し、キャッシュ・インフローを反映する現金または売上債権という資産に置き換えられる。仮に、保有資産が生み出すキャッシュ・インフロー（将来の収益）が取得原価未満になることが明らかになった場合、将来の収益に対応しない部分は減損損失として認識される。他方、時価主義会計においては、資産は販売もしくは処分という取引に関係なく、時価の上昇に基づいて増価分だけ評価益を認識する。この時価の上昇は、あくまでも市場で行われた取引価格の上昇であるため、企業が実際に獲得するキャッシュ・インフローとは無関係のキャッシュ・インフローの可能性

がある。少なくとも、時価上昇分の現金は、企業に実際に流入していない。それゆえ、理論上、原価主義会計では、ファンダメンタル・バリュー以上の金額を資産評価額として付すことが不可能であるのに対して、時価主義会計では、ファンダメンタル・バリューに無関係の金額を資産評価額として付す可能性がある。

このように、原価主義会計の損益計算の構造が企業によって正確かつ適切に運営される場合、将来キャッシュ・インフローの割引現在価値以上の価値が資産評価額として付されることはない。したがって、理論上、原価主義会計では、資産の過大評価が起り得ず、持分価値やその他の資産価値の過大評価に寄与することはない。つまり、原価主義会計は、理論上は、資産価値または持分価値全体の下落もしくは銀行の純資産価値の下落による経済危機の原因にはなり得ない。

ただし、原価主義会計が経済危機の原因になり得ないのは、あくまでも理論上の話である。企業が保有する金融資産の減損損失を適切に認識できなかったことにより S&L 危機が引き起こされたように、適切な減損損失を認識できない場合、資産の過大評価が生じ、経済危機の原因となりうる。これが原価主義会計の限界であると考えられる。しかし、ここで経済危機の原因となっているのは、原価主義会計ではなく、減損会計の運用上の不備であることに注意しなければならない。S&L 危機後、原価主義会計からの離脱と公正価値会計重視の機運が高まったが、本来重視されるべきだったのは、資産の過大評価を未然に防ぐ減損会計だったのかもしれない。

本論文は、平成 28 年度松山大学特別研究助成の成果である。

参 考 文 献

- FASB. 1977. *SFAS 15 : Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings*, FASB.

- GAO. 1989. *Troubled Financial Institutions : Solutions to the Thrift Industry Problem*, GAO/ GGD 89-47.
- . 1991. *Failed Banks : Accounting and Auditing Reform Urgently Needed*, GAO/AMFD 91-43.
- IASB. 2016. *IFRS 13 : Fair Value Measurement*, IASB.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton. 1940. *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association.
- Reinhart, C. M. and K. S. Rogoff. 2009. *This Time is Different : Eight Centuries of Financial Folly*, Princeton University Press.
- Sterling, R. R. 1979. *Toward a Science of Accounting*, Scholars Book Co.
- Waymire, G. and S. Basu. 2011. “Economic Crisis and Accounting Evolution”, *Accounting and Business Research*, 41 (3), pp.207-232.
- Zeff, S. A. 1995. “A Perspective on the U. S. Public / Private-Sector Approach to the Regulation of Financial Reporting”, *Accounting Horizons* 9 (1) : 52-70.
- 斎藤静樹. 2010. 『会計基準の研究』〔増補版〕中央経済社.
- 浜本道正. 1996. 「アメリカの S&L 危機と会計政策」『会計検査研究』14 : 23-33.
- 星野一郎. 1998. 『金融危機の会計的研究』同文館.
- 米山正樹. 2001. 『減損会計－配分と評価－』森山書店.
- 拙稿. 2016a. 「原価主義会計と S&L 危機」『會計』192 (2) : 83-95.
- . 2016b. 「棚卸資産の低価基準はなぜ強制されるのか？」『産業経理』76 (2) : 126-134.